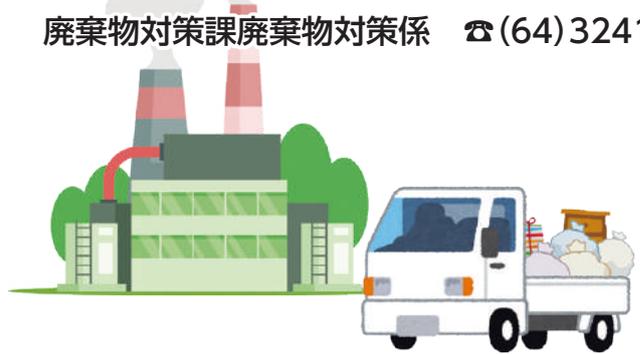


令和4年10月1日から

家庭からのごみの持ち込みを有料化します

鹿沼市では、1人あたりのごみの排出量が年々増加しています。また、市外等からの不正搬入が後を絶ちません。ごみの減量化を図り、不正搬入を防止するため、粗大ごみや燃やすごみなど、環境クリーンセンターへの家庭からのごみの持ち込みを有料化します。

廃棄物対策課廃棄物対策係 ☎(64)3241



●ごみステーション収集は今までどおり行います。
ごみステーションに燃やすごみを出す場合は、市指定袋をご使用ください。

有料化の概要

対象品目

環境クリーンセンターへ
持ち込みできるごみ*

※燃やすごみ(草木等を含む)、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみ、危険ごみ、処理困難物

手数料

250円 / 0～10kg

- 10kg増えるごとに250円かかります。
- 種類を問わず一律料金になります。
- 処理困難物(300円 / 0～10kg)

●ごみを持ち込む際の注意事項

- ・ごみは種類ごとに事前に分別してください。分別されていない場合は、受け入れをお断りします。
- ・燃やすごみを持ち込む場合は、手数料の二重払いを防止するため、「市指定ごみ袋」を使用せず、内容物が確認できるよう透明か半透明の袋を使用してください。
- ・持ち込みの際は、2t未満の車両でお越しください(軽トラ推奨)。アルミバン、ウィング車、アームロール車等の大型車両では持ち込みできません。
- ・法律に触れるような場合は、警察に通報します。

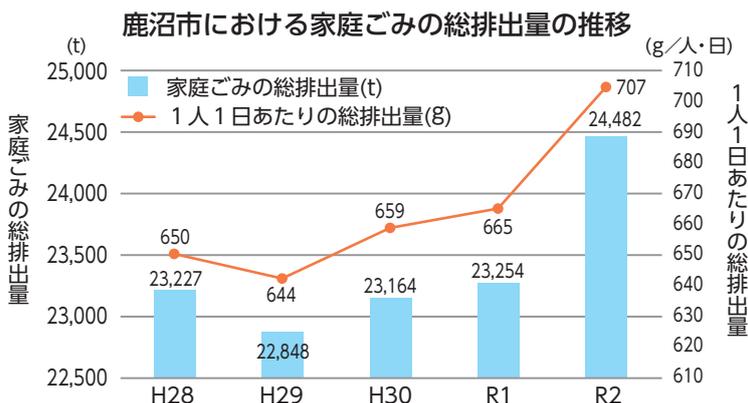


注意
ください

以下のものは環境クリーンセンターで受け入れできません。

建築廃材、土砂・コンクリート、かわら・レンガ・タイル、バッテリー、農薬・薬品、消火器、耐火金庫、ガスボンベ、漬物石、自動車部品、オートバイ、電気温水器、ソーラーシステム など

※上記の品目の処分については、お近くの販売店またはメーカー等へ相談してください。



家庭ごみ排出量の現状
本市の家庭ごみの総排出量は、平成28年度から令和2年度までの5年間において、増加傾向がみられます。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う日常生活の変化が家庭ごみの排出量に大きな影響を与えたことが考えられます。